

●香川県告示第45号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成19年2月13日から平成19年2月27日まで与島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成19年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

坂出市瀬居町1060番地 山本 富夫

坂出市瀬居町905番地 久保 義夫

坂出市瀬居町86番地 池田 一雄

2 加入区の名称

瀬居加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

与島漁業協同組合